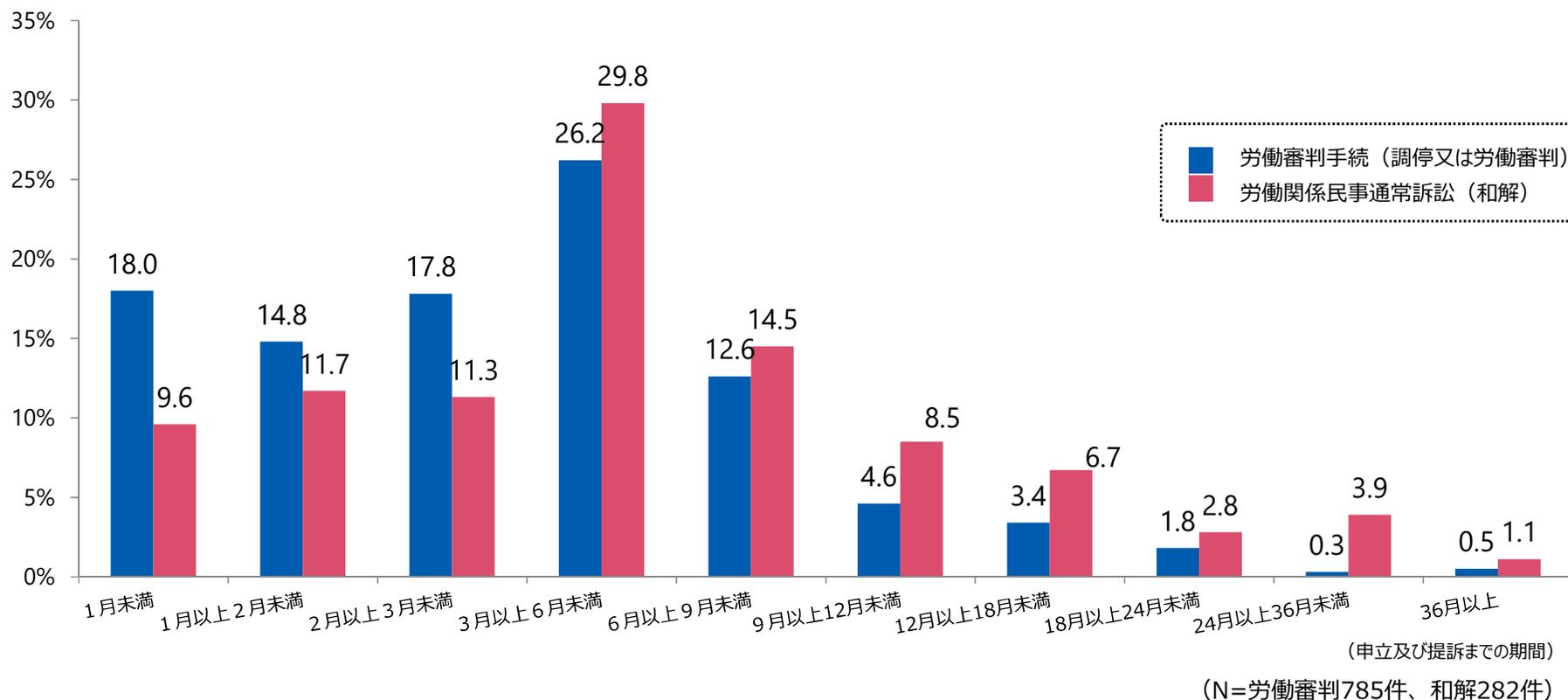


労働審判事件等における 解決金額等に関する調査について (追加資料)

労働審判手続（調停又は労働審判）及び労働関係民事通常訴訟（和解）における解雇等がされた日から労働審判申立て及び訴訟提起までの期間の分布



	平均値	第1四分位数	中央値	第3四分位数
調停又は審判	4.5月	1.4月	3.0月	5.7月
和解	6.9月	2.3月	4.9月	8.0月

※ 労働関係民事通常訴訟には、労働審判に対する異議等により訴訟移行したものも含み、その場合の訴訟提起時点は、訴訟移行時を基準としている。